

銀行監督指針改正に見る リスク管理規制の強化

2008年6月に金融庁より公表された、銀行向けの『総合的な監督指針』改正案は、金融安定化フォーラムの提言を具現化したリスク管理の規制強化へとつながっている。経営層へはリスク・ガバナンスがさらに強化され、リスク管理部門へはグローバルへの対応と、より高度なモデルの研究体制までが要請されている。

2008年4月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議において、金融安定化フォーラム(FSF)作業部会より提言がなされたことは記憶に新しい。この提言を受け、金融庁は6月に『主要行等向けの総合的な監督指針』及び『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』に関し、特に、複雑系金融商品¹⁾に係るリスク管理に関する項目の改正案を公表し、パブリックコメントを求めた。本論が読まれている頃には、監督指針は正式改定となっているであろうし、この時期には『平成20事務年度の監督方針』²⁾も公表されるであろう。この点も踏まえ、本論では改正の方向性を分析³⁾し、金融機関実務への影響が大きい項目を中心に、考えられる対応案などを議論してみたい。

監督指針改正により要請される リスク管理の論点

1) リスク・ガバナンス強化への要請

リスク管理全般については、複雑系金融商品に関して経営層に求められるリスク・ガバナンスの要件が強化されている。

特に、金融機関に対して影響の大きい項目が市場リスク管理に関する項目である。この項目では、経営者の素養や、海外諸国の経済動向までを対象とした情報分析体制の確立が求められている。この情報分析の体制を構築するには、金融機関単独の努力だけでは限界があり、かつ、どの程度まで情報を分析すべきか答えがあるわけではない。より適切な情報分析を行うためには、まずは入手できる情報量を増やすべくオリジネーターへ依頼をすることが考えられる。とはいえ、簡単に情報量を増やせるケースは稀であろう。

2) リスク管理のテクニカルな要件への要請

リスク管理手法のテクニカルな要件については、かなり具体的に記述されているが、金融機関にとって大きな負荷となる懸念もある。一つは、グループ会社全体でのリスク管理が強化された点である。特に海外拠点を含めた管理を、リスク管理部署が実施せよと、踏み込んだ記述が見られる。これを実効性のあるものにするためには、“グローバルな対応能力”を持ち、今まで以上に“現場業務に精通したスキル”を兼ね備えたリスク管理人材が、必要になってくる。

二つ目に、内部モデルの高度化・精緻化の継続研究が必須とされている点である。この要件では、“モデル妥当性検証”や、“前提条件に掛かるストレス・テストの実施”など、いわゆる数理検証フレームワークの確立を要求している。この要件は、特に中小・地域金融機関にとって、相当に実現負荷が高いであろう。

たとえば、マーケット相関などモデルの当てはまり具合を確認するモニタリング・サイクルの確立が必要である。また、そのサイクルにおいてクリティカルな有意性を逸脱した場合には、モデル改定など基礎的検証に取り掛かることができるような体制を維持することも重要である。しかしながら、このような体制が既に確立している、ないしはすぐに確立可能な金融機関は、それほど多くないのが実情であろう。

3) 複雑系金融商品のリスク管理への要請

今回、明確に複雑系金融商品のリスク管理要件が記述されたことは、意義深いことであると評価できよう。

しかし、フロントが算出したプライスに対し、リスク管理部門などが独立して検証することを求めているな

NOTE

- 1) 本論で言う「複雑系金融商品」とは、社債やローンなどを裏付けとした市場性のある金融商品全般を指している。
- 2) 毎年、監督指針とは別に、年度ごとのテーマを絞った方針が提示されるもの。昨年度は8月24日付で、当事務年度（当年7月より翌年6月までを示す）の監督方針が公表された。
- 3) 監督指針は「主要行等向け」と「中小・地域金融機関向け」とに分かれているが、本論では特に断りの無い限り共通的分析としている。
- 4) 具体的な検証方法として、以下の4つが例示されている。1) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること、2) ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや実際に売却可能な価格水準を把握すること、3) 各種指数等の分析により市場環境の変化をモニターすること、4) 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること。

図表 FSF提言を受けた銀行監督指針改正の概要

監督指針のテーマを筆者が分類		改正の概要	対象の監督指針	
テーマ	サブテーマ		主要行	中小・地域金融機関
リスク管理全般		特に複雑なリスクを持つ金融商品に関するリスク管理体制に対する経営者のガバナンス強化を要請	○	○
信用リスク				
	流動性補完	流動性補完を求められる可能性に対するリスク管理の要請	○	—
	カウンターパーティリスク	カウンターパーティの信用リスクに対するリスク管理の要請	○	○
市場リスク				
	管理体制全般	経営層の関与強化への要請	○	○
		情報収集体制・対象の強化への要請	○	○
	リスク管理手法	モデルの高度化・精緻化への要請	○	○
		検証フレームワークの確立への要請	○	○
		ストレステストの詳細要件	○	○
	複雑系金融商品のリスク	商品の価格評価に対する要請	○	○
		商品の特性把握に対する要請	○	○
		市場流動性に対するリスク管理の要請	○	○
		商品の組成等に関するリスク管理の要請	○	—

(出所) 平成20年6月6日付「主要行等向けの総合的な監督指針改正案」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表」より、複雑系金融商品のリスク管理に関連のあると思われる項目を抜粋して筆者が整理。

ど、現在の金融機関の状況から鑑みると、大きな負荷となる可能性もある。たとえば、リスク管理部門などが、今すぐ、内製ですべてのバリュエーションを実行するのは、主要行にとっても相当高いハードルである。

金融機関に求められる試行錯誤の学習期間

このように、金融機関に求められるリスク管理要件はますます高度となってきている。しかしながら、監督指針は金融機関にとっては、あくまで“プリンシプル”の一つである。杓子定規に捉えることなく、自らの金融機関の実務に溶け込ませることが重要である。

たとえば、現状のままでは不足している情報やスキルなどについては、外部の情報ベンダーや専門家など第三者の知見を活用しながら、体制の高度化を図るなど、柔軟な選択肢を検討すべきである。ただし、どの様な知見

を利用するにしても、最終的には自らが責任を持てるよう、検証方法などに創意工夫が必要となる。

また、指針では市場流動性を検証する具体的な方法⁴⁾として、「ビッド・オファー・プライスの問い合わせ」などが例示されているが、不用意な問い合わせの集中はレピュテーション・リスクの顕在化を招く危険がある。これらは、あくまで例示であることを認識した慎重な対応が必要である。

いずれも、各金融機関が有効なリスク管理体制を構築できるまでには、何度も試行錯誤を繰り返しながら努力を重ねていく学習期間が大切であろう。

Writer's Profile



小林 孝明 Takaaki Kobayashi
 金融 ITイノベーション研究部
 上級研究員
 専門はリスク経営管理、モデル構築・検証、規制動向分析
 focus@nri.co.jp